

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設

- 医師少数区域等での勤務経験を厚生労働大臣が評価する**認定制度**を創設
- **認定医師**のみを**地域医療支援病院等の一定の病院の管理者**とする

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制整備

- 都道府県事務に、キャリア形成プログラム策定、**医師少数区域への医師派遣等**を追加
- 「**医師確保計画**」の策定や、大学・医師会・主要医療機関等を構成員とする**地域医療対策協議会**での**具体的医師確保対策の協議**を追加

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実

- **医学部**／都道府県**知事から大学**に対する**地域枠・地元出身者枠の創設・増加の要請**
- **臨床研修**／厚生労働大臣から**都道府県知事に臨床研修病院の指定・定員設定権限を移譲**
- **専門研修**／日本専門医機構等に対する、専門研修実施に必要な措置実施に関する**厚生労働大臣の要請規定**、意見聴取規定等を追加

4. 地域での外来医療機能の偏在・不足等への対応

- 地域ごとに**外来医療提供体制の情報**を**可視化**し、不足・偏在等への対応を**協議する場の設置**、協議結果の公表を追加

5. 地域医療構想の達成を図るための都道府県知事権限追加。その他

- 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る**都道府県知事の権限の追加**
- 健康保険法等について所要の規定の整備（、勧告を受けた民間医療機関の病床については、厚生労働大臣が、保険医療機関の指定をしない）など

医療法及び医師法の一部を改正する法律施行スケジュール

平成30年5月18日参議院可決（法案審査11時間30分）・7月18日衆議院可決（法案審査11時間）・7月25日公布

<https://www.mhlw.go.jp/content/10801000/000452482.pdf>

	施行日	2018年度 (30年度)	2019年度 (31年度)	2020年度 (32年度)	2021年度 (33年度)	2022年度 (34年度)	2023年度 (35年度)	2024年度 (36年度)	2025年度 (37年度)	
主要事項のスケジュール		法公布								
医療提供体制 ・地域医療構想 ・第7次医療計画				● 骨太の方針2017に基づく見直し時期（※）						
		第7次医療計画						第8次医療計画		
三師調査結果公表		2019年12月公表 (2018年調査) ●		2021年12月公表 (2020年調査) ●		2023年12月公表 (2022年調査) ●		2025年12月公表 (2024年調査) ●		
主な改正内容										
新たな医師の認定制度の創設	H32.4.1			認定制度の開始						
医師確保計画の策定	H31.4.1	指標策定	医師確保計画策定作業	医師確保計画に基づく医師偏在対策の実施 (医師少数区域・多数区域の設定)					2024年4月1日 (改正法の施行日から5年後)を目途に検討を加える	
地域医療対策協議会の役割の明確化等	公布日 H30.7.25	医師確保について協議する場								
地域医療支援事務の追加	公布日 H30.7.25	事務の追加								
外来医療機能の可視化／評議会における方針決定	H31.4.1		計画策定作業	計画に基づく取組の実施						
都道府県知事から大学に対する地域枠／地元枠増加の要請	H31.4.1	地域枠／地元枠の要請の開始								
都道府県への臨床研修病院指定権限付与	H32.4.1			新制度に基づく臨床研修病院・募集定員の指定						
国から専門医機構等に対する医師の研修機会確保に係る要請／国・都道府県に対する専門研修に係る事前協議	公布日 H30.7.25	要請／事前協議の開始								
新規開設等の許可申請に対する知事権限の追加	公布日 H30.7.25	新たな知事権限の運用開始								

2024年4月1日
(改正法の施
行日から5年
後)を目途に
検討を加える